

# 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度による 中小企業者支援について

～操業中からの調査・対策実施に向けた支援～

令和4年3月

---

東京都環境局環境改善部化学物質対策課  
土壤地下水汚染対策担当

# 本日の内容

---

1. 東京都における土壌汚染対策の課題と取組み
2. 東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣制度
3. 操業中の調査・対策促進の取組み
4. 操業中対策の事例紹介
5. 参考資料

# 1. 東京都における 土壌汚染対策の課題と取組み

---

# 東京都における土壌汚染の課題

特に中小事業者が円滑に土壌汚染対策を進めることが困難

## 背景

- 知識・情報の不足 (法や条例等の内容、土壌汚染調査や対策に関する知識・情報が不足)
- 対策の高コスト化 (掘削除去の偏重、土地が狭隘で対策費が割高)
- 乏しい資金力 (操業のための借入金等により、対策費の捻出が困難)

⇒ 操業中から調査・対策を計画的に進めることで、  
解決に繋がる可能性  
⇒ 周知・理解が進んでいない

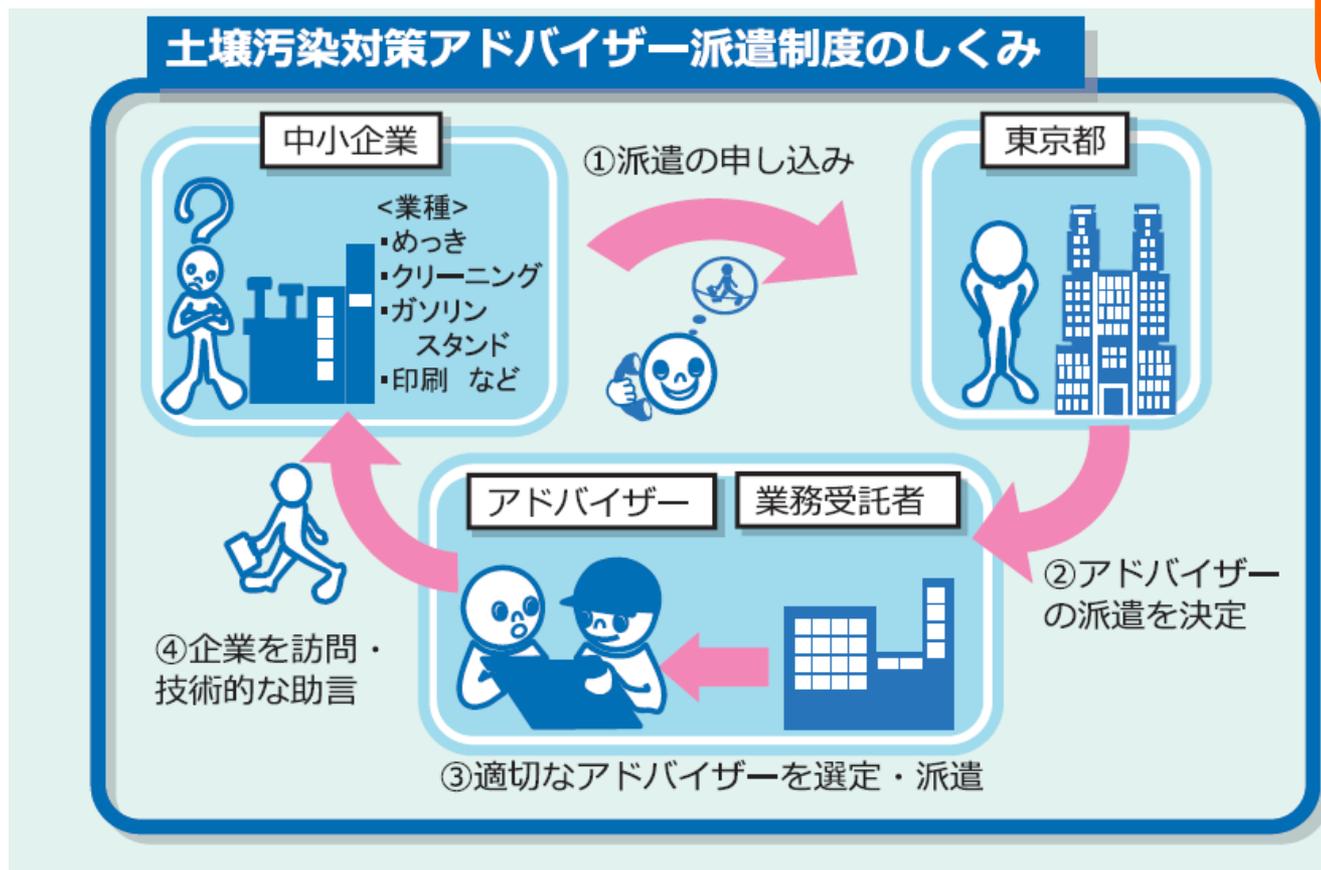
## 2. 東京都土壤汚染対策アドバイザー 派遣制度

---

# 東京都土壤汚染対策アドバイザー派遣制度

中小事業者による円滑な土壤汚染対策の取組を支援・促進するため、技術的な観点から適切なアドバイスを行う専門家を派遣する東京都独自の制度（H23年度～）

派遣  
無料



# 土壤汚染対策アドバイザー制度

## アドバイス 内容（例）

- ✓ 土壤汚染対策の手順、法令の手続きの方法
- ✓ 土壤汚染状況調査の方法、調査の際の留意点
- ✓ 事業者に合わせて合理的な対策手法の提案
- ✓ 土壤汚染の未然防止対策や操業中に可能な対策の提案

## 派遣対象

- 都内の中小事業者で、施設の廃止に伴い法令の適用を受ける中小事業者 （又は土地所有者）
- 現在操業中で、将来、法令の適用を受ける中小事業者 （又は土地所有者）

※アドバイザーの派遣にかかる費用は原則無料  
調査（廃止後）や対策に要する費用は事業者の負担

### 3. 操業中の調査・対策 促進の取組み

---

# 操業中の調査・対策の必要性



- 早期に土地の汚染状態を把握することで先の見通しが立ち、**省コスト化やスムーズな土地利用に繋がります。**

# 今年度制度拡充：アドバイザーによる調査実施

➤ 中小事業者の希望により、条例に基づいた操業中対策に関する助言を受けられるように、**アドバイザーによる公定調査（法で定められた調査）の実施及び行政機関への調査報告の補助を可能**とした。

操業中の中小企業のみならず 東京都環境局 土壌汚染対策アドバイザーによる 土壌調査を活用してみませんか？

令和3年度 拡充 原則 無料 土壌調査\* 実施

土壌汚染の 早期発見

対策方法の 選択肢が増加

土壌汚染 発生防止

どんなメリットが あるの？

総合的な コスト削減に！

\*ここでいう「土壌調査」とは、法令で定める「公定調査」を指します。

操業中事業場での土壌調査の実施や行政への報告・調査後の 対策の方法まで総合的にサポートします！！

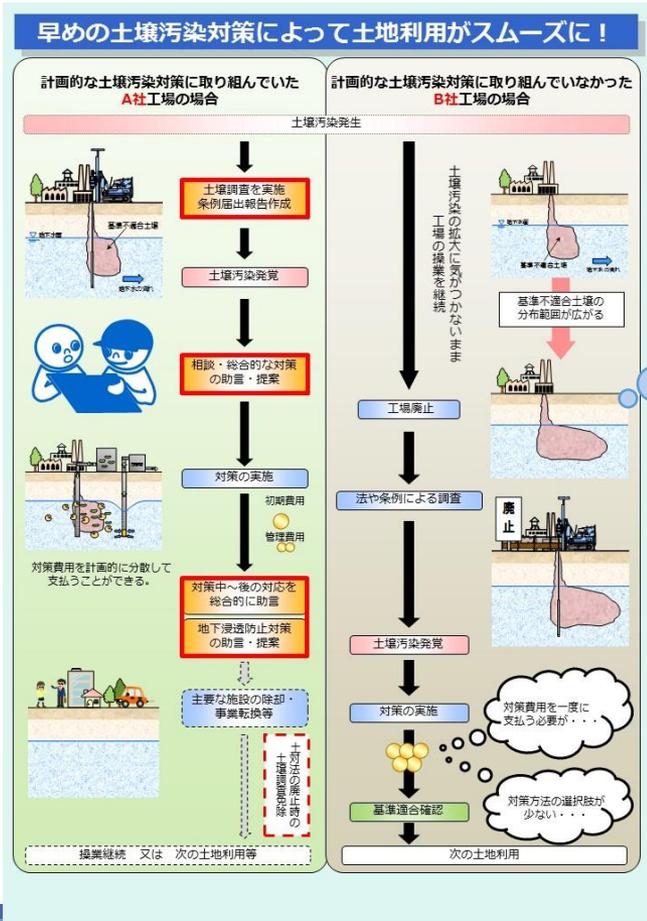
操業中に土壌調査を行うことで早期に土壌汚染が発見できます。土壌汚染は、時間の経過で広がったり、濃度が高くなる場合があります。土壌汚染を早期に発見することで、汚染の程度が高いうちに対策を行うことができます。また、ここでいう土壌調査の結果は行政への報告に使用できます。

土壌調査結果に基づいたより合理的な土壌汚染対策を提案します。操業しながら時間をかけて対策を行うことができるので、対策方法の選択肢が広がります。また、汚染状態や健康リスクによって必要な対策は異なります。より安価で合理的な方法が選択できるようにアドバイスいたします。

“土壌汚染無し”の状態を継続するためのフォローをします！調査の結果、土壌汚染が確認されなかったり、土壌汚染対策を講じた後、次の土地利用まで新たな汚染のおそれが発生しないようにすることが肝要です。具体的に何をすればいいの、どんなことに気を付けたらいいの、アドバイザーから提案・助言いたします。

まずはお問合せください！ 東京都 土壌汚染対策アドバイザー 検索

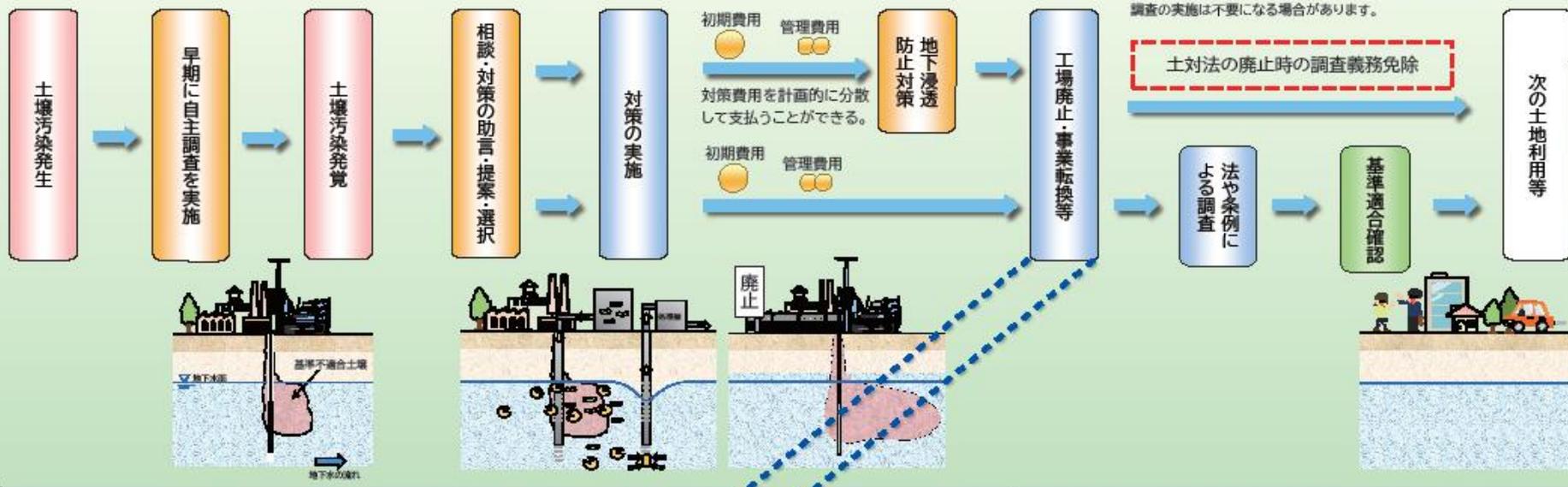
電話の場合は土壌汚染対策総合相談窓口まで 03-5388-3468(直通)



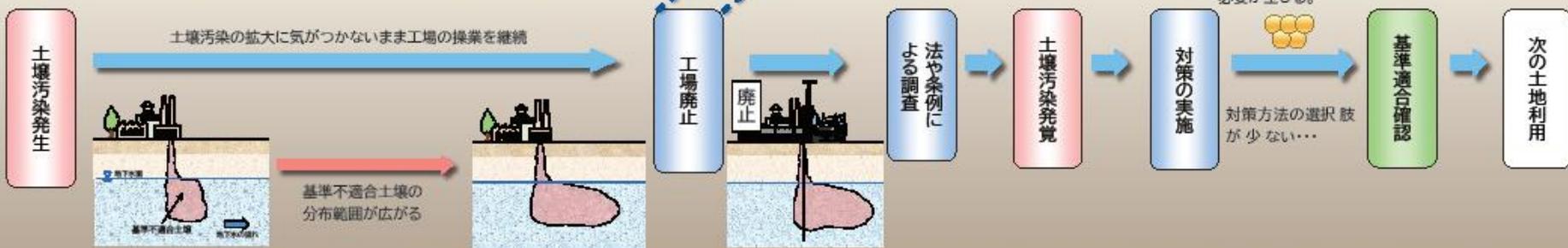
公定調査リーフレット (環境局HP掲載)

# 操業中対策のメリット・重要性（イメージ図）

## ○操業中から計画的な土壌汚染対策に取り組んでいた場合

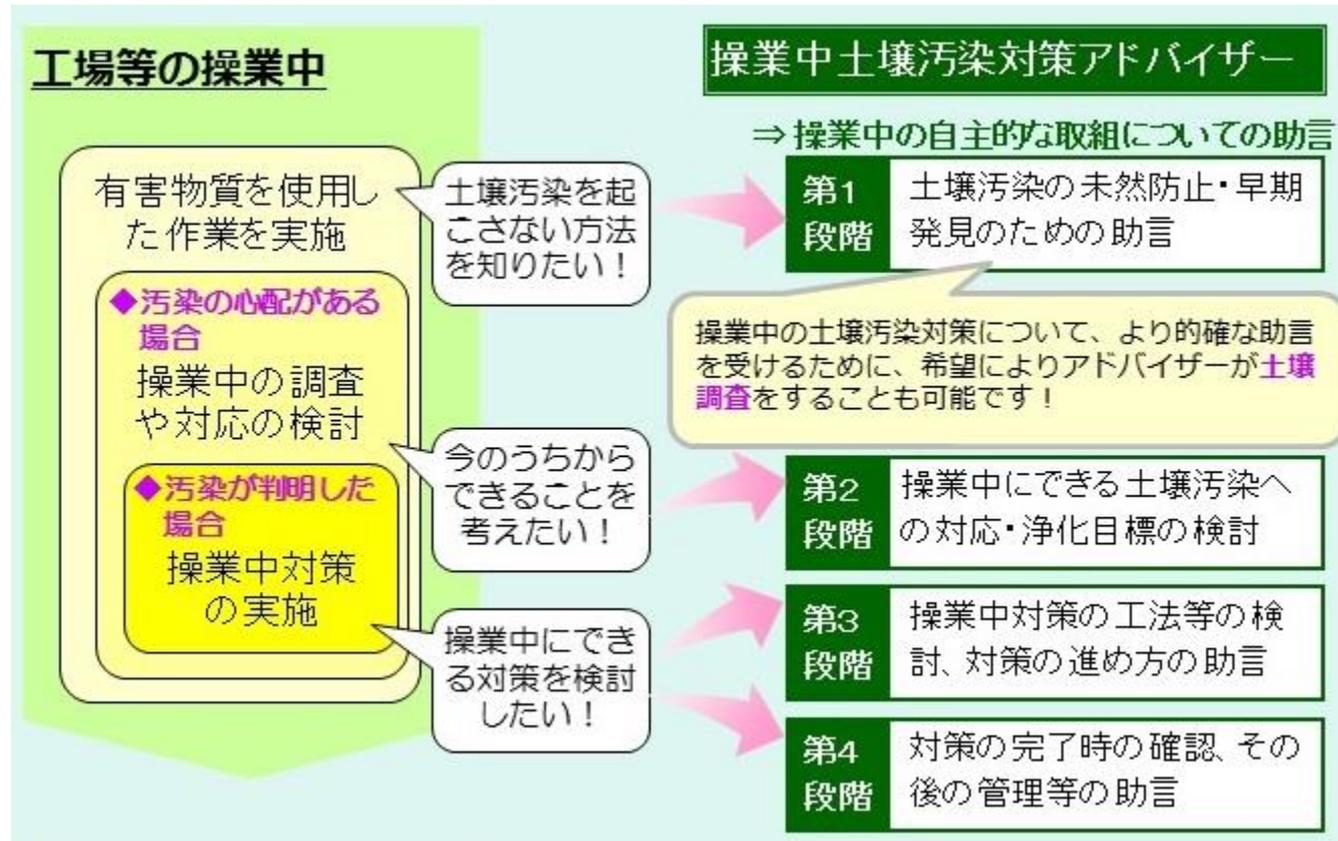


## ○操業中から計画的な土壌汚染対策に取り組んでいなかった場合



➤ 土壌汚染対策のスタート地点が早くなる分、**時間的・金銭的余裕をもって取り組む**ことができます。

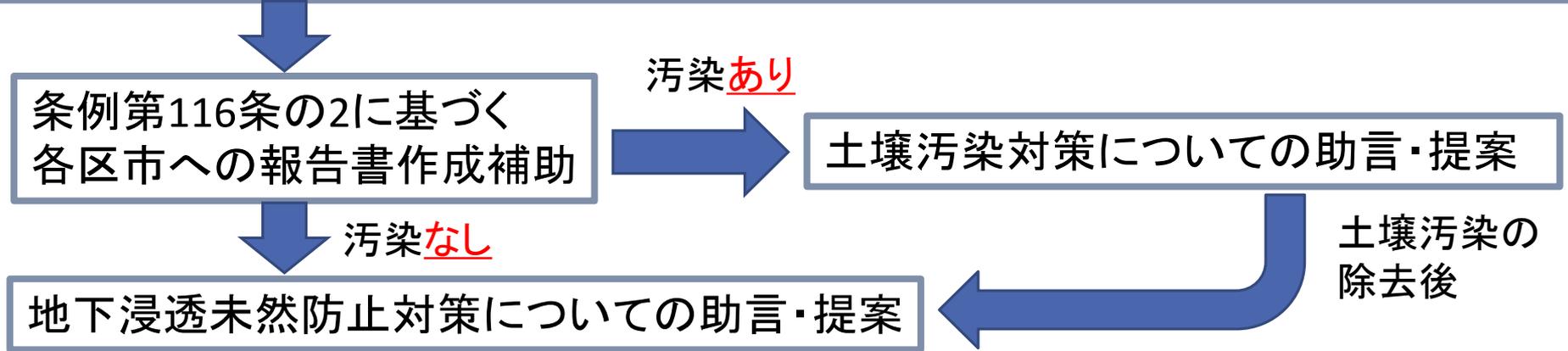
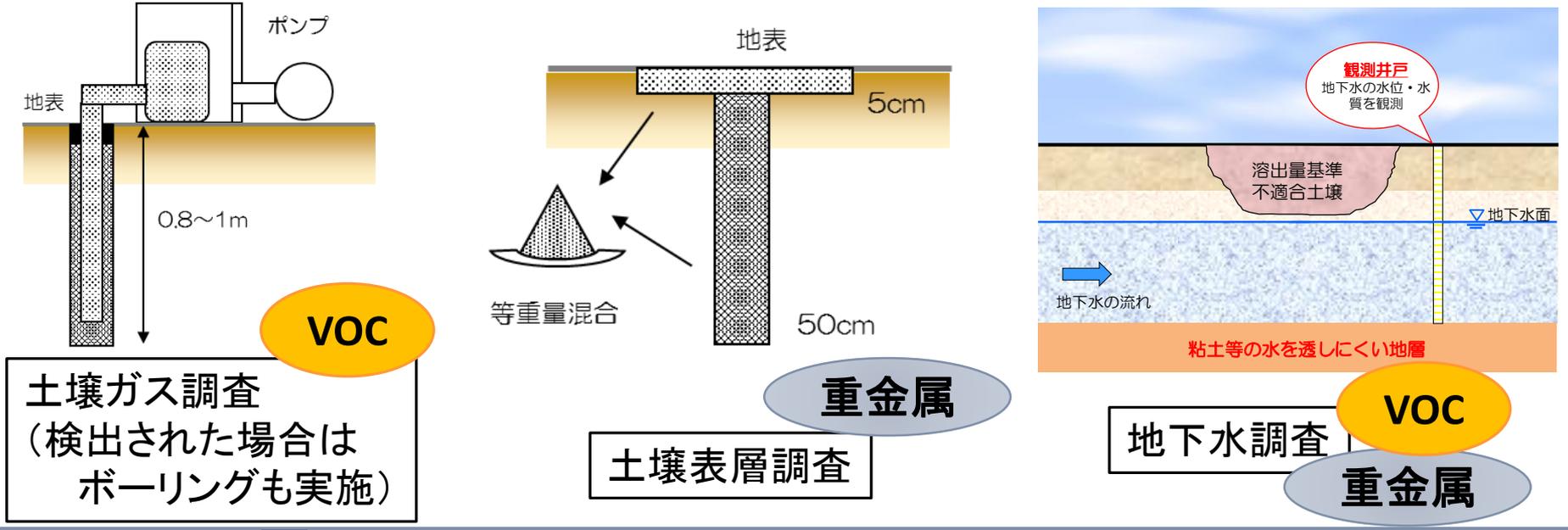
# 工場等の操業中におけるアドバイザー派遣



- **操業中**の土壌汚染対策について、よりの確な助言を受けるために、中小事業者の希望によりアドバイザーが**簡易調査**や**公定調査**を実施。
- **簡易調査**は、**廃止後に義務付けられている公定調査とは異なる。**

# アドバイザーによる調査のサポート概要

調査の実施（※内容は各事業場での特定有害物質の使用状況に応じて決定）



## 4. 操業中対策の事例紹介

---

# 操業中アドバイザーによる調査実績

年度	簡易調査(H29～)			公定調査(R3～)		
	VOC +重金属	VOC	重金属	VOC +重金属	VOC	重金属
H29	0	1	2	—	—	—
H30	1	1	0	—	—	—
H31 (R1)	1	3	1	—	—	—
R2	0	2	1	—	—	—
R3	0	0	0	0	2	0

※実施事業場数。

- 「操業中からできる対策をしたい」・「現段階で汚染の可能性が高いかどうか知っておきたい」等、事業場によって実施理由は様々
- アドバイザーによる調査が実施可能になって以降、調査を希望する事業場はコンスタントに存在している。
- 公定調査を実施し、法令に則った対策に乗り出す事業場が出てきた。

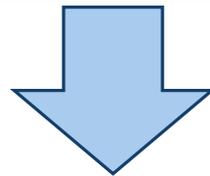
# 公定調査を実施したA社の場合

## アドバイザー派遣申込理由

- 土壌汚染についての認識があまりないので、基礎的な知識が欲しい。
- 何かしら土壌汚染があるのではないかと思うので、操業しながら行う土壌汚染対策について助言が欲しい。

## 公定調査の結果

- 表層～GL-1.0m程度のかかなり浅い深度にしか汚染が無いことが判明



所管自治体へ  
調査結果報告後...

汚染が浅い深度に留まっていることが確認でき、仮に廃止してから対策を行っても次の土地活用に移りやすいということが分かり安心材料に。今後の対応については協議中である。

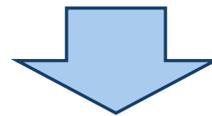
# 公定調査を実施したB社の場合

## アドバイザー派遣申込理由

- 今後も事業は継続していく予定であるが、アドバイザー派遣制度を利用し、今のうちから操業中の調査・対策を行いたい。

## 公定調査の結果

- 汚染は表層～GL-0.5m程度のかかなり浅い深度のみ
- 地下水汚染あり
- 溶出量基準・地下水基準いずれも**第二基準値を超過**



所管自治体へ  
調査結果報告後...

法令に基づいた対策を**時間は掛かるが安価に**実施していく方向で計画中である。

## 5. 參考資料

---

# 東京都の土壤汚染対策の取組み 1

- 2001 環境確保条例に基づく土壤汚染対策を開始
- **2003 土壤汚染対策法施行**
- 2004～ 土壤汚染処理技術フォーラム
  - ・ 土壤汚染対策セミナー
- 2005～ 簡易で迅速な分析技術の選定 ⇒ 操業中アドバイザー  
簡易調査で利用
- **2010 改正土壤汚染対策法施行**
- 2010 中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン発行
- 2012 土壤汚染対策アドバイザー派遣制度
- 操業中アドバイザーの追加・出前講座の追加

# 東京都の土壤汚染対策の取組み 2

- 2014 依頼可能者に土地所有者を追加
- 2017 総合相談窓口設置
  - ・アドバイザー制度操業中簡易調査の追加
- 2018 改正土壤汚染対策法・改正環境確保条例施行  
~2019
- 2019 法台帳情報公開システム運用開始
- 2020 中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン改訂
- 2021 条例台帳情報公開システム運用開始
  - 操業中事業者へのアドバイザーによる公定調査の追加

# 土壌汚染対策アドバイザー制度の拡充解説

## 平成23年度 制度開始（廃止後アドバイザー）

- 工場等を廃止する中小事業者が、法や条例に基づく土壌汚染対策を実施する際に、土壌汚染調査、対策技術及び関連法規等に関して、アドバイザーを派遣することにより、合理的な対策を推進する制度を構築。

## 平成24年度 操業中アドバイザーの追加・出前講座の追加

- 中小事業者が自主的に行う土壌汚染対策の負担軽減及び計画的な土壌汚染対策を推進するとともに土壌・地下水汚染への早期の対応を促進するため制度を改正。
- 工場等への派遣だけでなく、中小事業者の学習会などへの派遣を開始。

## 平成26年度 土地所有者への派遣追加

- 上記案件に該当する土地の所有者からの申し込みも可能とした。

## 平成29年度 総合相談窓口・簡易調査の追加

- 土壌汚染対策に関する一般的な相談を受け付ける相談窓口業務を追加。
- 中小事業者の希望により、操業中対策よりについての的確な助言を受けられるように、アドバイザーによる簡易調査の実施を可能とした。

# 操業中に対策を実施するための適切な調査方法

## 簡易調査

- ・事業者による**操業中の化学物質の自主管理**(**新たな漏えい防止や操業中からの計画的な土壌汚染対策など**)に活用できる。
- ・重篤な汚染だけでも把握し、早期に対策できる。
- ・施設廃止時に行う調査において、簡易調査の結果や対策を地歴として利用できる可能性がある。

## 公定調査

- ・法令に基づいた調査・対策を実施することが可能。
- ・**条例第116条の2**や法第14条申請により行政機関へ報告し、さらに法令の規定による措置＋浸透防止策を行えば、施設廃止時調査が免除となる場合がある。

### 改正条例第116条の2の概要

有害物質取扱事業者は、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。

# 総合相談窓口における中小事業者支援

- ▶ 土壌汚染対策に関する一般的な相談を受け付けています。
- ▶ 直接電話による相談することができ、必要に応じて都庁内の窓口で相談ができます。（**現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則電話による相談をお願いしています。**）
- ▶ 窓口にお越しになる場合は、お電話での事前予約をお願いいたします。

## 主な相談内容

- ・ 合理的な土壌汚染対策に関する説明
- ・ 指定調査機関及び計量証明機関等の選定
- ・ 土壌汚染の健康影響・事業場周辺へのリスク
- ・ 法令の対象とならない土地における自主的な調査や対策
- ・ 廃止後の土地取引などに係る土壌汚染対策に関する問合せ など

- 窓口設置場所：新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 20 階
- 直通電話番号：03 - 5388 - 3468
- 受付時間 9 : 00 から 16 : 45 まで（土・日・祝日を除く）

ご清聴ありがとうございました。

